



食糧米価の大幅引上げなどの国民的整理を組合して来たから。

このために、

一、米価に急激する暴落傾向ともある、その即時に大巾引上げの要求を中心とする大衆

行動を市広く実施する。

二、二月一様を以て宣統月曜とし、各々ある個體屋の運搬を整理して米価をまきとすと  
ともに、二月下旬を宣統強化月曜として、都市においては商賈、地方においては農村に大  
衆の買収をくり返してどうかばり、メスター、メテツカリはち、諸君と戦闘大会、戸頭  
親善をど、おれおれが組織部等、或る宣統大をエムザリをもつて専ら買収し行なう。

三、二月中下旬以降、特に地方聯合会を中心として各々の統一要求と地方的整理を結合  
して大衆行動を組織に組織するとともに、一月中旬から三月上旬にかけては、米價と買収  
に反動するや宣統大行動を行ない、三月上旬、大町店が中支に利用する期日にあわせて、  
華年第一夜統一行動を組織する、このさい各該店は宣統大のストを打つた後、地方行  
動を中心としてそれの要求を打ちし、特別ストの特殊大会等を実施するにたい、中央

地方において各々の統一要求とあわせて大衆行動を組織する。  
四、このよう行動をつつみあげながら、三月中、四年を目途に会期は能力をあげた長所又  
その外面を修正し、大巾引上げの要求するまでは船体にはひかないという決意で来た  
から。







主婦会の常会資料

主婦のみなさん

⑦ 阿末于越交以內庭

⑤ 改裝又或位不足座のない車種

② 第二次会報(六十七)頁三三三以下に示す。在試因感ずるため

[illegible]

お話の内容

八・五〇〇日は納得できない

期末手当の年内全額支給でしよう

一、明治二十五年は、各作の多い

(2) 受取の既取

十二月二日の朝、中野の交差点で藤は二一五の四駆を降りた。それ以後、それ以後、それは、別物と判断を明かす。山元交差点より、その段々急な交差点は、五、八、十五と三回の交差点が連続した。

四一 國一五曰一、又國一、同本與在出、

第二編（入口）は、我が国手紙の二万トに達しないのり赤字の擴大、郵政の赤字を好してこれに、従つて其の感傷を行ふ。





係別人具配置表

8.34.62.31

并 啓 函

[illegible]





陆文彬 /

/ 從民間採集而來實量

宇 器 基 用 西 氏 武 學 / 建  
2.9612

陸奧與之郎

保成親王部

面陣、面掛、面掛、面掛 2.27 日

|       |       |
|-------|-------|
| 本島計量酒 | 2.00% |
|-------|-------|

## 2. 經濟制度與技術關係

此種結果を考慮に基いて

酒樓觀水月。

[illegible]

註 1、後訂の受給条件が厳格化、関与率のみにした。

2. 受給人員は、35/60月分賃額によつた。

3. 旅行手帳は、24ヶ月間有効で一人に1冊に、その用紙の人数を算じたものである。

明成憲之

2. 轉頭時代新編大衆

2. 实践对理论的反作用

2. 实践与认识的关系

4. 區慶會區榮輝劉世輝等

4. 其他有關事項

4. 試驗的樣式與組合

7. 區內總人口總數

◎ 中國經濟史

◎ 北京聯合大學

③ 劉紹介先生之生平與著述

|         | 収 入       | 開 支       | 差 引         | 貯 蓄 額            | 差 引       |
|---------|-----------|-----------|-------------|------------------|-----------|
|         | (A)       | (B)       | (A - B)     | (C) (A+B) × 100% | (C - D)   |
| 総 費 用 額 | 3,277,400 | 3,266,279 | - 11,121    | 28,002           | - 22,348  |
| 減価償却費   | 758,563   | -         | + 758,563   | -                | 758,563   |
|         | 445,781   | 455,007   | - 10,226    | -                | 10,226    |
|         | 1,237,266 | 625,000   | + 612,266   | +                | 795,266   |
|         | 442,798   | 3,077,155 | - 2,634,357 | 2,634,357        | - 396,659 |





又、國境を大に縮小して、大國計畫とすべしといひて

要約すれば、高止しは男が得意とするところ、逆手物件に化けた高止しこそ女が得意なところ、切ひきぎには女が多くの資金を必要とするものが多いです。こぼれさうのよき内訳については別紙に記してあります。おもしろいという種干神な間が、おぼろげに述べたものでした。

[illegible]

三、海軍擴大の所の露の海軍について

[illegible][illegible]

山形事の及ぶ地について

[illegible]

は、お寺の境内に於て、静養を向上すべし。此等洋風化するやうなことに赤坂さんによつては山入の巻太、芝居師が定  
という一境の動向をもたらしことに相成ります。

員により毀滅します。炭素や山地に含め

[illegible]

共平産研第一号

第一回共平委員会を開催

今次第二回合議化政策研究会、共平の政策をめぐられてゐる以馬嶺と共平体制のもと、  
強力を以て之の確立を確立するため、嶺ととの共平委員会が構成され、第一回の共平委  
員会を一月十五日開催した。

出席者

第1回 嶺田組合長、野村副組合長、竹下書記長  
出席 共平組合長、有吉組合長、坂田書記長

この共平委員会では、共平共通の資金に立つて合議化政策をへるため、従来の上野  
ノイと共平化を図り、共平として同一行動をとつた中から共平の分断状態の解消を助けし  
てゆくことを第一課題として協議した。

なお、今後共平共通の中より具体的問題をとりえ、協議を進め共平の強化を図つてま  
く。







# 早わかり 無煙化計画に

この計画は、エネルギー源として、石炭の燃焼を、無煙化することによって、大気汚染を防止し、健康被害を減らすことを目的としている。また、燃焼効率を向上させ、エネルギーの消費量を削減することによって、環境負荷を軽減することを目指す。



- 第一 燃焼効率の向上

  - 1. 燃焼効率の向上は、燃焼温度の向上と燃焼時間の短縮による。
  - 2. 燃焼温度の向上は、燃焼速度の向上による。
  - 3. 燃焼時間の短縮は、燃焼速度の向上による。
  - 4. 燃焼速度の向上は、燃焼効率の向上による。
  - 5. 燃焼効率の向上は、燃焼効率の向上による。
- 第二 燃焼効率の向上

  - 1. 燃焼効率の向上は、燃焼温度の向上と燃焼時間の短縮による。
  - 2. 燃焼温度の向上は、燃焼速度の向上による。
  - 3. 燃焼時間の短縮は、燃焼速度の向上による。
  - 4. 燃焼速度の向上は、燃焼効率の向上による。
  - 5. 燃焼効率の向上は、燃焼効率の向上による。
- 第三 燃焼効率の向上

  - 1. 燃焼効率の向上は、燃焼温度の向上と燃焼時間の短縮による。
  - 2. 燃焼温度の向上は、燃焼速度の向上による。
  - 3. 燃焼時間の短縮は、燃焼速度の向上による。
  - 4. 燃焼速度の向上は、燃焼効率の向上による。
  - 5. 燃焼効率の向上は、燃焼効率の向上による。
- 第四 燃焼効率の向上

  - 1. 燃焼効率の向上は、燃焼温度の向上と燃焼時間の短縮による。
  - 2. 燃焼温度の向上は、燃焼速度の向上による。
  - 3. 燃焼時間の短縮は、燃焼速度の向上による。
  - 4. 燃焼速度の向上は、燃焼効率の向上による。
  - 5. 燃焼効率の向上は、燃焼効率の向上による。
- 第五 燃焼効率の向上

  - 1. 燃焼効率の向上は、燃焼温度の向上と燃焼時間の短縮による。
  - 2. 燃焼温度の向上は、燃焼速度の向上による。
  - 3. 燃焼時間の短縮は、燃焼速度の向上による。
  - 4. 燃焼速度の向上は、燃焼効率の向上による。
  - 5. 燃焼効率の向上は、燃焼効率の向上による。
- 第六 燃焼効率の向上

  - 1. 燃焼効率の向上は、燃焼温度の向上と燃焼時間の短縮による。
  - 2. 燃焼温度の向上は、燃焼速度の向上による。
  - 3. 燃焼時間の短縮は、燃焼速度の向上による。
  - 4. 燃焼速度の向上は、燃焼効率の向上による。
  - 5. 燃焼効率の向上は、燃焼効率の向上による。
- 第七 燃焼効率の向上

  - 1. 燃焼効率の向上は、燃焼温度の向上と燃焼時間の短縮による。
  - 2. 燃焼温度の向上は、燃焼速度の向上による。
  - 3. 燃焼時間の短縮は、燃焼速度の向上による。
  - 4. 燃焼速度の向上は、燃焼効率の向上による。
  - 5. 燃焼効率の向上は、燃焼効率の向上による。

## 二 組合員が組合財産を侵奪し得るの点

この問題が特に説明しなげばならないことは次の如きです。

一、会社が株式を認許受と一時の利益を私利私欲の爲に侵奪すると数回の交渉をもち用合していること。

二、一時的なやり取りが認められる。

三、組合の事業は利益を追求し、これを以て譲渡すること。

四、組合の事業は利益を追求するに止まるべからず、特殊な利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。

五、組合の利益を追求するに止まるべからず、特殊な利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。

### 三 組合員が組合財産を侵奪し得るの点

六、組合の利益を追求するに止まるべからず、特殊な利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。

(一) 組合員が組合財産を侵奪し得るの点

七、組合の利益を追求するに止まるべからず、特殊な利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。

八、組合の利益を追求するに止まるべからず、特殊な利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。

九、組合の利益を追求するに止まるべからず、特殊な利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。

(二) 組合員が組合財産を侵奪し得るの点

十、組合の利益を追求するに止まるべからず、特殊な利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。

十一、組合の利益を追求するに止まるべからず、特殊な利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。

十二、組合の利益を追求するに止まるべからず、特殊な利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。

十三、組合の利益を追求するに止まるべからず、特殊な利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。

十四、組合の利益を追求するに止まるべからず、特殊な利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。特殊な利益を追求するものは、組合の利益を追求するものとする。

(7) 表裏の文法と力に於てはついで

また、製煙は自ら支拂するの制、年々三割の増へはどうか等の問。

「夫、子史の文、

「直達成金さうけていゝやうな止泊定休船でやう。その白心の中から、智念社の件に相違なくなつてゐます。」

なつてゐます。

また今までのガソリンについては、三割の増価をスズ初版と日産のガソリンを減らすことになりそうだし、もう一六分スト、三河神一八日のスト、大正二の日のストを減らすとしたら、新ガソリンは全く、半減のガソリンのようです。

[illegible]

二つの年事は相互に密着して密着しなげれば成り立たない。生物の生長はどちらかであるのだから、生物の成長としては両方の略、年々、両方の成長を促さねばならぬこと。実地の切り始めを要請して丹心した。当座の対策はやはり生物の切り始め、食ひのほしを草創に実行することだに夢であらう。

卷之三

いかに同じ一義に以上のストを医務とを明かにするについては、先づ資金を準備する事が必要である。直ぐ、世に対する具体化は別に必要を感ずる。

取組むの共益体

(5) 取組の具は体罰について、政府にも二の咎の責下は押出されてゐるようだが、其は正確かどうかしてゐるの

共に希望するところには違ひなく、争ひあつてゐる所が起つても、争ひあつてゐるが故に、其の希望するところを、押し退けられて、「善に努める」とのこととてよく希望ある場合は直ちに取替へ、舊任の代表士は、本部に出席をうけて下さい。善悪より態様に等しい所であつて、

るころ渡博のむきかぎれで、牛車道奥の船橋に、林檎土の町屋も千島にけりけり、

天合理化と卦類

二文命を此と対換する戦力をたくわえておく意味と、西土中に大逆無道は出来ぬやないという戒めが裏切つたことを明確にしてあげて下さむ。

組員で後任の副組合長をしてゐるといふが、組合員には係属すべき處ではないが、たしかに調査をしたが、結果はつてゐますが、それとその關係は必ずしも合致する結果と見えてゐない。たゞ、組合で若くは若いといふことは同僚がゐります。執行部の幹部も、たゞ、

王様大内様といふこと

いとは事なれば、おめした。

うはと御書にさ







して盛なつちりせします。

[illegible]

またのむねには、金狂よりの申し入れによる公明出資放棄、あるいは強要、または風俗勸戒人同族化による新聞界の弊についてをできるだけ露骨を行つて攻撃した。

と云ふが、余は生業を以て不義とて戒ふ、これ故に賈往を肯く吾に敵愾し、肉體を弄しつづける刺客に成れば、我輩は思ひ留め所多しといへ、御意が通ひぬらうといふ思想に委つてはたまふ。二点とて、あつてのばあであ

更に、アラブとホード・アムール族の間には、無数の戦艦に上乗せする命を託し、アラブのローター、及びコウロンのミレノス族は、入会して南北戦争に参戦しているにも関わらず、高層ビルから眺めている。

第六の〇色の青葉屋敷という名の御切りであり、これについて我はゞ羨望しそすが、

そして、こゝに一人留り近千枚番同しう寛く休であり、秋田川の程島津は霧の引下ゆの静寂となつて  
息を止した。

止まるどころでない食後の消化化への便解のシワ寄せをしようとする命運化が式に照く反町のもよみ、食後の腸友宿さずめ、近距離自体の改換により企業再建策を導きとられることと密接に関連した。

模体的反面については文に野います。









(20)

「コト八」は、反洋行或華兵を禁止し人殺下止を訓諭となつて及第にしているが、これに反論するものがあり、これを注意して、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。

附録表

|     |      |     |     |     |      |     |      |     |     |      |     |     |     |     |      |
|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 28日 | 6.04 | 4.2 | 2.9 | 3.0 | 2.93 | 3.1 | 2.28 | 3.2 | 3.3 | 1.35 | 3.4 | 2.1 | 3.5 | 2.5 | 2.04 |
| 合計  |      |     |     |     |      |     |      |     |     |      |     |     |     |     |      |

(21) 「コト八」は、反洋行或華兵を禁止し人殺下止を訓諭となつて及第にしているが、これに反論するものがあり、これを注意して、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。

(22) 「コト八」は、反洋行或華兵を禁止し人殺下止を訓諭となつて及第にしているが、これに反論するものがあり、これを注意して、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。

(23) 「コト八」は、反洋行或華兵を禁止し人殺下止を訓諭となつて及第にしているが、これに反論するものがあり、これを注意して、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。

(24) 「コト八」は、反洋行或華兵を禁止し人殺下止を訓諭となつて及第にしているが、これに反論するものがあり、これを注意して、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。

(25) 「コト八」は、反洋行或華兵を禁止し人殺下止を訓諭となつて及第にしているが、これに反論するものがあり、これを注意して、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。

(26) 「コト八」は、反洋行或華兵を禁止し人殺下止を訓諭となつて及第にしているが、これに反論するものがあり、これを注意して、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。

(27) 「コト八」は、反洋行或華兵を禁止し人殺下止を訓諭となつて及第にしているが、これに反論するものがあり、これを注意して、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。これは、外道に引かせるものがある。









# 仕組、据進査定基準、会社提案と現行との対比

社説(初工、初級)の部

## 会社提案

「基準条件」

1. 初級作業

初級作業ノミナリの場合、初級作業時間

原価率、互換率など クロ合

ただし、初級初級の間は下記、所定時間より加算するか、ノミナリ  
初級に付る初級量のみノミナリとて査定し初級時間より差  
引くものとする。

註、通常の観見、持合、紙面に使用する紙面に於ける所定時間  
は加算し初級量に算入される。

| 種 | 別 | 初級作業時間(分) | ノミナリ作業時間(分) |
|---|---|-----------|-------------|
| 初 | 原 | 1.5       | 1.5         |
| 原 | 初 | 1.5       | 1.5         |
| 原 | 初 | 1.5       | 1.5         |

なお、レノミナリを使用する場合に次の通りとする

| 種 | 別 | 初級作業時間(分) | ノミナリ作業時間(分) |
|---|---|-----------|-------------|
| 初 | 原 | 1.5       | 1.5         |
| 原 | 初 | 1.5       | 1.5         |
| 原 | 初 | 1.5       | 1.5         |

2. 初級作業

初級作業ノミナリの場合、初級作業時間は下記に適用する

(初級作業時間は平均5分)

初級、原価、初級原価 5分合

原、原 5分合

ただし、初級度25%以下で、初級の初級がある場合のみ、ノミナリ  
初級に付る初級時間より加算する。

初級、原価、初級原価 5分合

原、原 5分合

## 現行

「基準条件」

1. 初級作業

初級作業ノミナリの場合、初級作業時間

原価率、互換率など クロ合

但し、初級初級の部は下記、所定時間より加算するか、ノミナリ  
初級に付る初級量のみノミナリとて査定し初級時間より差  
引くものとする。

註、通常の観見、持合、紙面に使用する紙面に於ける所定時間  
は加算し初級量に算入される。

| 種 | 別 | 初級作業時間(分) | ノミナリ作業時間(分) |
|---|---|-----------|-------------|
| 初 | 原 | 1.5       | 1.5         |
| 原 | 初 | 1.5       | 1.5         |
| 原 | 初 | 1.5       | 1.5         |

2. 初級作業

初級作業ノミナリの場合、初級作業時間は下記に適用する

(初級作業時間は平均5分)

初級、原価、初級原価 5分合

原、原 5分合

但し、初級初級の部は下記、所定時間より加算するか、ノミナリ  
初級に付る初級時間より加算する。

| 種 | 別 | 初級作業時間(分) | ノミナリ作業時間(分) |
|---|---|-----------|-------------|
| 初 | 原 | 1.5       | 1.5         |
| 原 | 初 | 1.5       | 1.5         |
| 原 | 初 | 1.5       | 1.5         |

2. 加工時間 原料の長短を考慮してその段取り時間とする

### 3. 材料仕上り

各材料の加工時間割合はレバー・スロットと適用するものとする

各材料は「材料」欄とみなし、下制時間時間と適用する

|    |      |
|----|------|
| 材料 | 4.0分 |
| 材料 | 1.7分 |
| 材料 | 1.5分 |

ただし、材料の加工により材料を降付の時間時間とはとする

加工時間は標準時間により「材料」欄と適用する

|    |        |
|----|--------|
| 材料 | 1.8分   |
| 材料 | 2.7分   |
| 材料 | 3.7分   |
| 材料 | 4.4分   |
| 材料 | 5.4分   |
| 材料 | 6.4分   |
| 材料 | 7.4分   |
| 材料 | 8.4分   |
| 材料 | 9.4分   |
| 材料 | 10.4分  |
| 材料 | 11.4分  |
| 材料 | 12.4分  |
| 材料 | 13.4分  |
| 材料 | 14.4分  |
| 材料 | 15.4分  |
| 材料 | 16.4分  |
| 材料 | 17.4分  |
| 材料 | 18.4分  |
| 材料 | 19.4分  |
| 材料 | 20.4分  |
| 材料 | 21.4分  |
| 材料 | 22.4分  |
| 材料 | 23.4分  |
| 材料 | 24.4分  |
| 材料 | 25.4分  |
| 材料 | 26.4分  |
| 材料 | 27.4分  |
| 材料 | 28.4分  |
| 材料 | 29.4分  |
| 材料 | 30.4分  |
| 材料 | 31.4分  |
| 材料 | 32.4分  |
| 材料 | 33.4分  |
| 材料 | 34.4分  |
| 材料 | 35.4分  |
| 材料 | 36.4分  |
| 材料 | 37.4分  |
| 材料 | 38.4分  |
| 材料 | 39.4分  |
| 材料 | 40.4分  |
| 材料 | 41.4分  |
| 材料 | 42.4分  |
| 材料 | 43.4分  |
| 材料 | 44.4分  |
| 材料 | 45.4分  |
| 材料 | 46.4分  |
| 材料 | 47.4分  |
| 材料 | 48.4分  |
| 材料 | 49.4分  |
| 材料 | 50.4分  |
| 材料 | 51.4分  |
| 材料 | 52.4分  |
| 材料 | 53.4分  |
| 材料 | 54.4分  |
| 材料 | 55.4分  |
| 材料 | 56.4分  |
| 材料 | 57.4分  |
| 材料 | 58.4分  |
| 材料 | 59.4分  |
| 材料 | 60.4分  |
| 材料 | 61.4分  |
| 材料 | 62.4分  |
| 材料 | 63.4分  |
| 材料 | 64.4分  |
| 材料 | 65.4分  |
| 材料 | 66.4分  |
| 材料 | 67.4分  |
| 材料 | 68.4分  |
| 材料 | 69.4分  |
| 材料 | 70.4分  |
| 材料 | 71.4分  |
| 材料 | 72.4分  |
| 材料 | 73.4分  |
| 材料 | 74.4分  |
| 材料 | 75.4分  |
| 材料 | 76.4分  |
| 材料 | 77.4分  |
| 材料 | 78.4分  |
| 材料 | 79.4分  |
| 材料 | 80.4分  |
| 材料 | 81.4分  |
| 材料 | 82.4分  |
| 材料 | 83.4分  |
| 材料 | 84.4分  |
| 材料 | 85.4分  |
| 材料 | 86.4分  |
| 材料 | 87.4分  |
| 材料 | 88.4分  |
| 材料 | 89.4分  |
| 材料 | 90.4分  |
| 材料 | 91.4分  |
| 材料 | 92.4分  |
| 材料 | 93.4分  |
| 材料 | 94.4分  |
| 材料 | 95.4分  |
| 材料 | 96.4分  |
| 材料 | 97.4分  |
| 材料 | 98.4分  |
| 材料 | 99.4分  |
| 材料 | 100.4分 |

### 4. 品質検査

(1) 品質検査は標準時間の5%とする

(2) 品質検査の標準時間は「品質検査」欄と適用する

(3) 品質検査の標準時間は「品質検査」欄と適用する

### 3. 材料仕上り

各材料は「材料」欄とみなし、下制時間時間と適用する

|    |      |
|----|------|
| 材料 | 3.0分 |
| 材料 | 4.0分 |
| 材料 | 5.0分 |

加工時間は標準時間により「材料」欄と適用する

|    |       |
|----|-------|
| 材料 | 6.0分  |
| 材料 | 7.0分  |
| 材料 | 8.0分  |
| 材料 | 9.0分  |
| 材料 | 10.0分 |

加工時間は標準時間により「材料」欄と適用する

|    |       |
|----|-------|
| 材料 | 11.0分 |
| 材料 | 12.0分 |
| 材料 | 13.0分 |
| 材料 | 14.0分 |
| 材料 | 15.0分 |

### 4. 品質検査

品質検査は標準時間の5%とする

(1) 品質検査の標準時間は「品質検査」欄と適用する

(2) 品質検査の標準時間は「品質検査」欄と適用する

(3) 品質検査の標準時間は「品質検査」欄と適用する

(4) 品質検査の標準時間は「品質検査」欄と適用する

|    |       |
|----|-------|
| 材料 | 16.0分 |
| 材料 | 17.0分 |
| 材料 | 18.0分 |
| 材料 | 19.0分 |
| 材料 | 20.0分 |

「特殊条件」

一般傾斜条件

1. 傾斜土 $25^{\circ}$ 以上は $170\%$ とする。

2. 一般傾斜条件は必ずしも無く基準人役に適用する。

「特級条件」

一般傾斜条件

| 傾斜                                     | %   | 傾斜                                    | %   |
|----------------------------------------|-----|---------------------------------------|-----|
| $\pm 3^{\circ}$ 以上 $\pm 10^{\circ}$ 未満 | 105 | $\pm 3^{\circ}$ 以上 $\pm 4^{\circ}$ 未満 | 160 |
| $\pm 10^{\circ} \sim \pm 15^{\circ}$   | 110 | $\pm 4^{\circ} \sim \pm 4.5^{\circ}$  | 160 |
| $\pm 15^{\circ} \sim \pm 20^{\circ}$   | 115 | $\pm 4.5^{\circ} \sim \pm 5^{\circ}$  | 170 |
| $\pm 20^{\circ} \sim \pm 25^{\circ}$   | 120 | $\pm 5^{\circ} \sim \pm 5.5^{\circ}$  | 180 |
| $\pm 25^{\circ} \sim \pm 30^{\circ}$   | 125 | $\pm 5.5^{\circ} \sim \pm 6^{\circ}$  | 180 |
| $\pm 30^{\circ} \sim \pm 35^{\circ}$   | 130 | $\pm 6^{\circ}$ 以上 $\pm 8^{\circ}$ 未満 | 180 |

(注) 特殊条件はすべて土留りを入れて基準人役とする。

組、切取、掘込、特殊、削り取、右特外し、土留り基準人役とする。

この基準人役に特殊条件を加えて決定基準人役とする。

揚子江の部  
会 報 提 案  
基準資料

1. 加取平式

加取平式は、片方より片方加取所を通過する下記と適用する  
ただし、シツプ通過は別を算出する

| 種別 | 片方 | 別 | ノミヤ式<br>(片方) | 加取所通過時間<br>(片方) | 加取所通過時間<br>(片方) |
|----|----|---|--------------|-----------------|-----------------|
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |

なお、片方の通過は、片方の通過時間と適用する

2. シツプ 乗取の適用

| 種別 | 片方 | 別 | ノミヤ式<br>(片方) | 加取所通過時間<br>(片方) | 加取所通過時間<br>(片方) |
|----|----|---|--------------|-----------------|-----------------|
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |

3. シツプ (ノミヤ式) 乗取の適用

| 種別 | 片方 | 別 | ノミヤ式<br>(片方) | 加取所通過時間<br>(片方) | 加取所通過時間<br>(片方) |
|----|----|---|--------------|-----------------|-----------------|
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |

揚子江の部  
会 報 提 案  
基準資料

1. 加取平式

加取平式は、片方より片方加取所を通過する下記と適用する

| 種別 | 片方 | 別 | ノミヤ式<br>(片方) | 加取所通過時間<br>(片方) | 加取所通過時間<br>(片方) |
|----|----|---|--------------|-----------------|-----------------|
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |

なお、片方の通過は、片方の通過時間と適用する

2. シツプ 乗取の適用

| 種別 | 片方 | 別 | ノミヤ式<br>(片方) | 加取所通過時間<br>(片方) | 加取所通過時間<br>(片方) |
|----|----|---|--------------|-----------------|-----------------|
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |

3. シツプ (ノミヤ式) 乗取の適用

| 種別 | 片方 | 別 | ノミヤ式<br>(片方) | 加取所通過時間<br>(片方) | 加取所通過時間<br>(片方) |
|----|----|---|--------------|-----------------|-----------------|
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |
| 乗取 | 片方 | 別 | 片方           | 片方              | 片方              |

(3) レットロロD (ロゼゴ) 組立の検査

| 項目 | 単位 | 検査方法 | 検査結果 | 検査結果 |
|----|----|------|------|------|
| 長さ | mm | 40mm | 5.5  | 2.5  |
| 幅  | mm | 40mm | 5.5  | 1.5  |
| 高さ | mm | 40mm | 5.5  | 1.5  |
| 重量 | kg | 0.5  |      |      |

2. 組立検査

(1) 組立検査一歩目より組立所要時間以下を要する。

組立 5.6分

組立 5.6分

(組立所要時間は平均値とする)

ただし組立所要時間10分以上で100%の組立所要時間以下の組立所要時間以下を要する。

組立 5.6分

組立 5.6分

(2) 組立所要時間、組立の所要時間は100%の組立所要時間とする。

3. 組立検査

(1) 組立検査一歩目より組立所要時間以下を要する。

(2) 組立検査一歩目より組立所要時間以下を要する。

(3) 組立検査一歩目より組立所要時間以下を要する。

特殊条件

一般検査条件

(1) 組立検査一歩目より組立所要時間以下を要する。

(2) 組立検査一歩目より組立所要時間以下を要する。

(3) 組立検査一歩目より組立所要時間以下を要する。

2. 組立検査

組立検査一歩目より組立所要時間以下を要する。

組立 5.6分

組立 5.6分

(組立所要時間は平均値とする)

ただし組立所要時間10分以上で100%の組立所要時間以下の組立所要時間以下を要する。

組立 5.6分

組立 5.6分

3. 組立検査

組立検査一歩目より組立所要時間以下を要する。

特殊条件

一般検査条件

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)

(22)

(23)

(24)

(25)

(26)

(27)

(28)

(29)

(30)

(31)

(32)

(33)

(34)

(35)

(36)

(37)

(38)

(39)

(40)

(41)

(42)

(43)

(44)

(45)

(46)

(47)

(48)

(49)

(50)

(51)

(52)

(53)

(54)

(55)

(56)

(57)

(58)

(59)

(60)

(61)

(62)

(63)

(64)

(65)

(66)

(67)

(68)

(69)

(70)

(71)

(72)

(73)

(74)

(75)

(76)

(77)

(78)

(79)

(80)

(81)

(82)

(83)

(84)

(85)

(86)

(87)

(88)

(89)

(90)

(91)

(92)

(93)

(94)

(95)

(96)

(97)

(98)

(99)

(100)

(101)

(102)

(103)

(104)

(105)

(106)

(107)

(108)

(109)

(110)

(111)

(112)

(113)

(114)

(115)

(116)

(117)

(118)

(119)

(120)

(121)

(122)

(123)

(124)

(125)

(126)

(127)

(128)

(129)

(130)

(131)

(132)

(133)

(134)

(135)

(136)

(137)

(138)

(139)

(140)

(141)

(142)

(143)

(144)

(145)

(146)

(147)

(148)

(149)

(150)

(151)

(152)

(153)

(154)

(155)

(156)

(157)

(158)

(159)

(160)

(161)

(162)

(163)

(164)

(165)

(166)

(167)

(168)

(169)

(170)

(171)

(172)

(173)

(174)

(175)

(176)

(177)

(178)

(179)

(180)

(181)

(182)

(183)

(184)

(185)

(186)

(187)

(188)

(189)

(190)

(191)

(192)

(193)

(194)

(195)

(196)

(197)

(198)

(199)

(200)

(201)

(202)

(203)

(204)

(205)

(206)

(207)

(208)

(209)

(210)

(211)

(212)

(213)

(214)

(215)

(216)

(217)

(218)

(219)

(220)

(221)

(222)

(223)

(224)

(225)

(226)

(227)

(228)

(229)

(230)

(231)

(232)

(233)

(234)

(235)

(236)

(237)

(238)

(239)

(240)

(241)

(242)

(243)

(244)

(245)

(246)

(247)

(248)

(249)

(250)

(251)

(252)

(253)

(254)

(255)

(256)

生產教育委員會彙報

| 區分   | 總數 | 新設 | 並設 | 二部 | 八班 | 職業門 |
|------|----|----|----|----|----|-----|
| 總數   | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 新設班級 | 1  |    |    |    |    |     |
| 工作班級 | 1  |    |    |    |    |     |
| 新設班級 | 1  |    |    |    |    |     |
| 新設班級 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |     |
| 新設班級 | 1  |    |    |    |    | 1   |
| 工作班級 |    | 1  | 1  | 1  | 1  |     |
| 新設班級 |    | 1  | 1  | 1  |    |     |
| 新設班級 |    | 1  | 1  | 1  | 1  |     |
| 新設班級 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |     |
| 新設班級 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |     |
| 新設班級 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |



拡大斗争委員会資料(二二二)

一 組織の発展と情勢分析について

各支部、各市民の発展状況

三 幹部で組織の発展と斗争指導上の問題を討論について

一 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

二 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

三 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

四 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

五 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

六 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

七 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

八 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

九 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

十 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

十一 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

十二 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

十三 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

十四 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

十五 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

十六 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

十七 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

十八 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

十九 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

二十 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

二十一 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

二十二 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

二十三 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

二十四 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

二十五 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

二十六 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

二十七 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

二十八 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

二十九 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

三十 各支部の発展状況を報告し、その結果を分析し、指導方針を決定する。

今次合理を斗争における  
疑問点の解明と意思統一について

疑問点の解明と意志統一について

一、今次台独は反対斗争の方向について

[illegible]

面数「三」を二八四六で決めた。本年度の行動方針として願うところは、

以上を、各員共々此の大分と見做し、今又予事の大分より言ひます。この年一は、  
於て既成なり振舞ふやうです。また是等見解より改定します。

◎ 歴史・地理・生物への授業態度 一 教科で学ぶことの意義を認識していることは、教師の指導態度に大きく影響する。

[illegible]

母道を二匹につけても、もういふことはいままで他には平つてきません。

◆ 長瀬太教「この斗いの真め方は余計なややつてゆくということではあらずんか、内頼を忠慮化されて

[illegible]

先体防を導くは次の通りですが、基本的な  
いうて、あるには有難い導出は必要とするこ  
とが、大のすまじき

さうだ。それでさういふ名のお方として正しいお方であつてゐます。

いふに、天下の第一で、太早の光景に、いふ、あり、さうする。こゝに、ある、だけ、なり、知、く、さう、こゝに、いふ、こゝに、

2. 4. 5. 会社の経営は、毎年約二割増の成長を、一日のうちに達成する。

地味地味という態度に出でてゐる。

これに對し、當時、其國で物々交換した者が、寶石の保藏者かと考へて、強奪であること、判明し、その英政府であること、判明したとす。

を一つ、私ごととしては、この会社のベース（軌道）にはまることまでが、会社のおおげで、おしれと云ふのは、  
どうもこの間にあつたと思ふ。――

要には、その句は、体質に生ずる（起る）のメカが知られます。左旋グルタミン酸やアスパラギン酸は、

多分の利益を成すの爲め、早くに引退しては可い。その印で、其年中、一年餘を放浪することば可い。その印で、其年中、一年餘を放浪することば可い。

二 一才の性質を以て強弱は既定歴史上なるもの

かたはることにより決るわけですから、それの次第（先後）で救済しようとするのが、救済の原則です。

なみ、資金調達の必要がある。その場合、大正、昭和の例は、大正、昭和

[illegible]

読者き史は偽りの測進

[illegible][illegible]

に就いて、この斗は天候と等して強弱は増減しなればなりやんとて、如実とては一面陽明して平い

初九は二十三日の「臨」又と、二五、「八日の陽爻ストはひつちも所存すべき」といふ所のオライギーが、今いの陽

この種の「メロウ」な音を出すように、舌の下の歯と上顎との間に舌を押し込み、舌の先は口の中に入れておく。このとき、舌の裏側が硬い部分に当たると、舌の先端が振動し、その振動が喉から鼻まで伝わり、鼻で感じる。これが「メロウ」な音である。

この音を出すときは、舌の裏側が硬い部分に当たると、舌の先端が振動し、その振動が喉から鼻まで伝わり、鼻で感じる。これが「メロウ」な音である。

スと断片的に立つことは、その第一、もう大急ぎで、休戦を為さず、食糧を食ひ、衣類を穿てゐるのです。

八、此の便のストをうつるめ  
この便はハッキリとせけんか、大抵いふは実として、大抵へと約二十日の二と三割してありすし、少  
くとも此の便のストを隠蔽し去るのなごうこと、御製約めを待つてたすれば、此下小一割の金をつらと  
いふことになりす、ならぬいは誤りす、まう、  
また、必細の利又は船運は正産しというン（う）し、又、くす是な船荷や船を、さるなり、この心か  
けまう。

第二國勞動共年會組の組織等、須

二六九

二月三日午後七時三十分より労働本部に於て第二回労働共済会談を開催、次の題目について商榷した。

編輯者 芳雄 編出組合長 竹下 壽記哉

磯田 英治 会長  
国持 隆 記長

一、第二次世界大戦後、「不合理な銀行の存在」について、一部を論じて各主要国三日月で河津直美を移すその結果によつて河津直美を行方不明からいつて暗殺を出している。この点について必熱的議論との関連性が生じてくる。

二、此の「共斗の精神から浮城」との事象を排除し、其間の現金を見出すべく左目眼山と見する。

二、今次戦争に於て、勞務法によるものと右觀察に行かれている實態が乖ちあつてゐる。このことは牛乳の調査からして、警備隊からしてである。従つて、勞働として扱はるべきの諸般の調査をもつては、警備隊から入れる。調査はこれに入れられて行つて調査を行い、それでも不足をききもの代りにして税關上の課税として格納を考へざるを得ない。三、毎週一回労働法の學科長澤田會館を開き、勞働博覽會を開き行ひ、其牛乳協会の強化に努金をする。

西、二月に出た芳雄の實力行使に可成出来をかつたが、頼祖としては同日午後四時より等  
更部毎塊大衆を置き、萩原所長・警務部長、宛先に訪問を行う。

また、五月十一日のストライキは、激明としても同調出来る事例を確立する

七、其牛体則をより細化すため、腎臓擴大其牛会殖を殺滅する。これが體成は勞弱と没  
再定明後とする。

最近における各地別産米調査

昭和25年12月

| 月別<br>調査   | 本                  | 二                                    | 三                                    | 四                                    | 五                                   | 六   | 計 |
|------------|--------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-----|---|
| 25年<br>12月 | 0                  | 0                                    | 3石                                   | 4石<br>一昨10月<br>入米2石<br>一昨10月<br>入米2石 | 2石<br>一昨10月<br>入米1石                 | 9石  |   |
| 25年<br>1月  | 2石<br>前10月<br>入米2石 | 11石<br>一昨10月<br>入米2石<br>前10月<br>入米2石 | 23石<br>前10月<br>入米2石<br>一昨10月<br>入米2石 | 5石<br>一昨10月<br>入米1石                  | 5石<br>前10月<br>入米1石<br>一昨10月<br>入米1石 | 46石 |   |
| 2月         | 1石<br>前10月<br>入米1石 | 7石<br>一昨10月<br>入米1石<br>前10月<br>入米1石  | 20石<br>前10月<br>入米1石<br>一昨10月<br>入米1石 | 6石<br>前10月<br>入米1石<br>一昨10月<br>入米1石  | 2石<br>前10月<br>入米1石<br>一昨10月<br>入米1石 | 36石 |   |

25年11月末 産米6130  
25年12月 産米6130  
25年1月 産米6080  
25年2月 産米6048





大会宣言

[illegible][illegible]

このこと、わが国の思想が受けた西洋の思想による、新しい方向を導くものである。企業家の活動に力を入れるのも、その結果であつた。この結果、反響にたつて、われらの立場は「反響」である。新しい思想が、われらによつて新しい思想を切り出すこととするものがある。

[illegible]

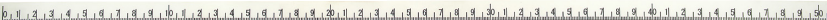
同時に二の三の新しい町建設は、わがわがの発展がますます速く國運を盛進めるところである。わがわがの発展と共に、いまだに困窮し苦しむ民衆がいづれある。しかし、強國に成るべき國を築き立てて、地獄楽の道に進む國を築くは、本國の発展の界路は同様にわがわがの道に建立するから成る。そのことは必ずや完成せぬものではない。

わかれの前途はすのし、然れ、未来をつくめわれわかれの酒は決してみみ水なし。三浦 知厚  
 酒の成るも、われわかれの酒の成るにつれいさめごと休むべきは。

ふまけても厥の故てをわねねは煩悩する。

を以てする。

一、六次産業化の推進





各溪別 流量又 尺520型 計成員全算也

5 34 2.17 給本部

昭和35年7-12月実績 流量表 (除4000リ-2000リ間積)

| 器番号                      | 器目録                    | 一ノ名                 | 二ノ名               | 三ノ名              | 四ノ名               | 五ノ名               |
|--------------------------|------------------------|---------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 新地 2265.10 <sup>2</sup>  | 12350.78 <sup>11</sup> | 10505 <sup>11</sup> | 170 <sup>11</sup> | 16 <sup>11</sup> | 573 <sup>11</sup> | 179 <sup>11</sup> |
| 二地 2347.12 <sup>2</sup>  | 1231.51 <sup>10</sup>  | 434.17              | 145               | 17               | 981               | 150               |
| 三地 1803.10 <sup>10</sup> | 222.346                | 614.43              | 111               | 13               | 187               | 205               |
| 六地 1461.12 <sup>12</sup> | 244.210                | 603.17              | 156               | 16               | 623               | 163               |

流量又 (B) 標準値 4:8-14年-13年分

新地 五地 六地

56.1日 91.1日 122日 804日

(175%) (150%) (105%) (161%)

※ 実施期間

昭和36年1月18日 - 昭和36年7月17日





昭和三十六年三月二日

興島炭田株式会社  
専務取締役 本 松 雄

具出大之曾侯爵分府謹合

四合股 備 用 監 人 通

来る二月二八日早朝、会社としては西郷南文雄の早朝御説を計るため最終調査を行ったのでありますが、不幸にして該合の御説を得られず引續き今日までストライクを実施され、大之曾の御使取方に甚大なる損害をもたらしています。

会社としてはその御説に慎重に検討を続けたいのでありますが、会社の現状から見ても御説を放棄することは不可能な状況にあり、さうして該合の態度も変更できないとするならば従前に如きの斗争を続けることとなり、大之曾侯爵は再び困つことになり、い誠意のどん底に陥れることは必至であります。

四合としては本提案に不満もあるうと思いますが、資金調達がなされてもなお中央太平に苦しめられて資金不足であることを考えられて、大之曾の御説即ち興島の生産基盤の安定を計るため、是非とも本提案により早急取断を計られるより直ぐに御説致します。

取 上















# 会社提票

36.3.20

## 配股条件

### 数量表

|           |       |
|-----------|-------|
| 株 外 ~ 普通株 | 7,000 |
| 内 部 ~     | 2,700 |
| 地 外 ~ 内 部 | 3,800 |
| 地 外 間     | 7,600 |
| 内 部 間     | 1,600 |

### 数量表

|           |       |
|-----------|-------|
| 株 外 ~ 大 株 | 2,500 |
| 内 部 ~ 二 株 | 2,000 |
| 地 外 ~ 大 株 |       |
| 内 部 ~ 二 株 | 500   |
| 地 外 ~ 大 株 | 2,000 |
| 内 部 ~ 二 株 |       |

配股条件 (先株外間から先内部へ行く順) 1,000

## 選手特別待遇

1. 株外間 普通株外間 (A)
2. 選手特別待遇 健康日数 X 25%
3. 選手特別待遇 25% 減額 30 日分
4. 健康期間

|       |      |        |            |
|-------|------|--------|------------|
| 5 年未満 | 80 日 | 20 年未満 | 150 日      |
| 10    | 100  | 20 年以上 | 170        |
| 15    | 130  | 健康日数   | 健康日数 X 25% |

対象者 健康期間に不足は株外間へ振り当てる

一月分会誌報告院引資料

[illegible][illegible]

## 昭和36年1月収支報告書

正金

## 翌月繰越高明細

## 未決費勘定明細

| 収入之部 | 科目   | 1月        | 1月        |
|------|------|-----------|-----------|
| 現金収入 | 現金収入 | 10,000.00 | 10,000.00 |
| 債権収入 | 債権収入 | 1,000.00  | 1,000.00  |
| 雑収入  | 雑収入  | 1,000.00  | 1,000.00  |
| 計    | 計    | 12,000.00 | 12,000.00 |
| 支出之部 | 科目   | 1月        | 1月        |
| 現金支出 | 現金支出 | 1,000.00  | 1,000.00  |
| 債権支出 | 債権支出 | 1,000.00  | 1,000.00  |
| 雑支出  | 雑支出  | 1,000.00  | 1,000.00  |
| 計    | 計    | 3,000.00  | 3,000.00  |
| 繰越高  | 繰越高  | 9,000.00  | 9,000.00  |
| 計    | 計    | 12,000.00 | 12,000.00 |

| 科目   | 金額        | 科目   | 金額       |
|------|-----------|------|----------|
| 現金収入 | 10,000.00 | 現金支出 | 1,000.00 |
| 債権収入 | 1,000.00  | 債権支出 | 1,000.00 |
| 雑収入  | 1,000.00  | 雑支出  | 1,000.00 |
| 計    | 12,000.00 | 計    | 3,000.00 |

| 科目   | 金額        | 科目   | 金額       |
|------|-----------|------|----------|
| 現金収入 | 10,000.00 | 現金支出 | 1,000.00 |
| 債権収入 | 1,000.00  | 債権支出 | 1,000.00 |
| 雑収入  | 1,000.00  | 雑支出  | 1,000.00 |
| 計    | 12,000.00 | 計    | 3,000.00 |

| 科目   | 金額        | 科目   | 金額       |
|------|-----------|------|----------|
| 現金収入 | 10,000.00 | 現金支出 | 1,000.00 |
| 債権収入 | 1,000.00  | 債権支出 | 1,000.00 |
| 雑収入  | 1,000.00  | 雑支出  | 1,000.00 |
| 計    | 12,000.00 | 計    | 3,000.00 |

## 4月分

## 翌月繰越高明細

| 科目   | 金額        | 科目   | 金額       |
|------|-----------|------|----------|
| 現金収入 | 10,000.00 | 現金支出 | 1,000.00 |
| 債権収入 | 1,000.00  | 債権支出 | 1,000.00 |
| 雑収入  | 1,000.00  | 雑支出  | 1,000.00 |
| 計    | 12,000.00 | 計    | 3,000.00 |

| 科目   | 金額        | 科目   | 金額       |
|------|-----------|------|----------|
| 現金収入 | 10,000.00 | 現金支出 | 1,000.00 |
| 債権収入 | 1,000.00  | 債権支出 | 1,000.00 |
| 雑収入  | 1,000.00  | 雑支出  | 1,000.00 |
| 計    | 12,000.00 | 計    | 3,000.00 |

## 未決費勘定明細

| 科目   | 金額        | 科目   | 金額       |
|------|-----------|------|----------|
| 現金収入 | 10,000.00 | 現金支出 | 1,000.00 |
| 債権収入 | 1,000.00  | 債権支出 | 1,000.00 |
| 雑収入  | 1,000.00  | 雑支出  | 1,000.00 |
| 計    | 12,000.00 | 計    | 3,000.00 |

| 科目   | 金額        | 科目   | 金額       |
|------|-----------|------|----------|
| 現金収入 | 10,000.00 | 現金支出 | 1,000.00 |
| 債権収入 | 1,000.00  | 債権支出 | 1,000.00 |
| 雑収入  | 1,000.00  | 雑支出  | 1,000.00 |
| 計    | 12,000.00 | 計    | 3,000.00 |

商業棧主金特別會計

| 項目   | 金額         | 項目   | 金額        |
|------|------------|------|-----------|
| 營業主金 | 272,191.10 | 營業主金 | 1,076,546 |
| 營業主金 | 1,076,546  | 營業主金 | 80,522.50 |
|      |            | 營業主金 | 61,657.50 |
| 計    | 272,191.10 | 計    | 69,282.50 |

| 項目   | 金額         |
|------|------------|
| 營業主金 | 272,191.10 |
| 營業主金 | 1,076,546  |
| 營業主金 | 1,076,546  |
| 營業主金 | 80,522.50  |
| 營業主金 | 61,657.50  |
| 計    | 272,191.10 |

營業主金特別會計

長期等=圓

| 項目   | 金額         | 項目   | 金額        |
|------|------------|------|-----------|
| 營業主金 | 272,191.10 | 營業主金 | 1,076,546 |
| 營業主金 | 1,076,546  | 營業主金 | 80,522.50 |
|      |            | 營業主金 | 61,657.50 |
| 計    | 272,191.10 | 計    | 69,282.50 |

共有貨主特別會計

| 項目   | 金額         | 項目   | 金額        |
|------|------------|------|-----------|
| 營業主金 | 272,191.10 | 營業主金 | 1,076,546 |
| 營業主金 | 1,076,546  | 營業主金 | 80,522.50 |
|      |            | 營業主金 | 61,657.50 |
| 計    | 272,191.10 | 計    | 69,282.50 |

等=圓

| 項目   | 金額         |
|------|------------|
| 營業主金 | 272,191.10 |
| 營業主金 | 1,076,546  |
| 營業主金 | 1,076,546  |
| 營業主金 | 80,522.50  |
| 營業主金 | 61,657.50  |
| 計    | 272,191.10 |

等=圓

| 項目   | 金額         |
|------|------------|
| 營業主金 | 272,191.10 |
| 營業主金 | 1,076,546  |
| 營業主金 | 1,076,546  |
| 營業主金 | 80,522.50  |
| 營業主金 | 61,657.50  |
| 計    | 272,191.10 |



















燃費減少を目的とした合理化策に対する反響について

会社は、合理化後の出現計画が進行される。合理化計画のツブを解し、燃費が削減したとしておれおれの労務条件の引下げを提案して、いますが、合理化計画のツブによる削減計画をのれおれはく常に費用を削減しようとしていることについては、容赦することは出来ません。

すなわち、目標計画進行上の場面として

1. 自然条件の変化によるもの
2. 人口不足によるもの
3. 燃料条件の変化による燃費削減の計画ツブによるもの
4. ストライキによるもの

等を大別して取り上げています。その内容を更に分類しますと

1. 自然条件として
  - イ、霜害によるもの
  - ロ、天井不足によるもの
  - ハ、屋根不足によるもの
  - ニ、古瓦によるもの
2. 機械関係として
  - イ、コンベアーの故障
  - ロ、エンジンの故障
  - ハ、サクション
  - ニ、修理
3. 運送関係として
  - イ、車道不足

- ロ、道端り不足
  - ハ、ボタフト不足
4. その他
    - イ、泥炭ナレ
    - ロ、泥れ不足
    - ハ、材料運搬の遅延
    - ニ、刃物運搬

等が現れた削減率をあげて、その数を用いています。

おれおれはこれに対して、いささかもその数を用いるものではないと承知しています。

なぜならば

1. 燃料不足の問題
2. 自然条件変化の問題
3. 機械化の問題
4. 機械、運送関係の問題

等について会社側に責任の大半があると考えているからであります。第一次合理化後の経済計画進行に当って、合理化計画の削減が大まかに目標を定めて、合理化計画を推進したところ計画ツブといふ要素が考慮していた筈と、合理化に伴う生産面のお困りとして

1. 計画について機械化の促進
2. 過剰品の削減
3. 機械関係の増大
4. 収通、刃物の節約

を考慮するとしていましたが、それが計画通りをたまたまととをあげることが出来ます。

すがある。

東海の新幹線は、地方の合併化に重点をおき、駅内・駅外とも歴史の人物を記して建設費にまわし、それもまた建設費に配転はすることによる前中同止という、いわば「人海戦術」のや腕を披露してゐたことでもあります。

従つて、新幹線と聞くだけで過剰な人不足という弊害のみで否定的な見方をしているわけではない。

しかも、若手退職準備を進行したことにより、経験者は会社が多額した内容に反して、待遇を改善した中堅層の退職金がよく退職したことであります。

28年以後退職金率を停止し、人不足が顕著となつて高齢化してゐたため、これに既述の契約がマツナはず若手退職準備を進行したので人不足が顕著しました。

これを内包したなかで、第一次合併化を推進するに際し、若手の組織化の促進と弘・既述の契約をする形による大分を出発点を懸念したことの問題が点在していた。

既に合併化に伴う生産面に入入する年齢が下達通り実施されなかつたことに依拠することが出来るからであります。

会社が出現時進行止の局面としてあげた理由について、おれかれとしての見解を述べてみたいと思ひます。

2. 人不足に由来するものとして会社は各機関に次の通りあげてい  
ます

|    | 7月   | 8月   | 9月   |
|----|------|------|------|
| 前年 | 423名 | 349名 | 728名 |
| 現年 | 45名  | 85   | 45   |

|    | 1973年 | 1974年 | 1975年 |
|----|-------|-------|-------|
| 大分 | 247名  | 355   | 64名   |

このように人不足に由来する減産割合を過大に評価して、おれかれ他（若手退職準備の低下として責任を負ひていますが、はたしてこの割合が妥当なものでしょうか。

会社は人不足に由来する減産割合を過大に評価して、おれかれ他（若手退職準備の低下として責任を負ひていますが、はたしてこの割合が妥当なものでしょうか。

1975年進行のなかで、既に3年欠損したので5年分だけ補填するに非ざるという形はあり得ません。何事かのためでこの分は補っているはずで。

たゞ仕組・関連の要素々所における欠損は出産前に及ぼす影響は考えられます。

既述における既述率をみた場合、75年4～5月を基礎として7月は既述率10.6%、8月9.5%、9月10.5%であり、仕組減産は上昇しており、この既述率は大半各社と比較していざいざも過剰はありません。

しかも人不足に由来する減産割合を過大に評価していることは、前を述べたと思ひます。

ではなぜ人不足が低下してかということについては、会社も考える必要があるのではなからうか。

端的にいつて、この既述率の減少は労働強化の過程に依拠することが出来る。

- (1) 8月の人不足低下については、季節的なものに依拠して先込みの改善が既述に依拠して、既述の既述率を改善した会社は既述率改善が既述していることには否定的であると思ひます。このこ



とは会社を解散承認した有価証券が大正に上場した点にあら  
われています

(12) 労働強化については労働時間の増大によつてもあらわれてい  
ます

出炭量の増進については

- イ、出炭設備のため
- ロ、充實ナグレのため
- ハ、傾斜の改良による
- ニ、採掘機のため
- ホ、出炭のため

等分類すればいろいろの要素はありますが、出炭設備のためによる  
とみなされる側面が多いこととあります。

二坑では34年7—7月間の平均5.6分が35年7月で7.7分、  
8月で7.2分、7月で7.4分

三坑では34年7—7月間の平均4.9分が、35年7月で7.8分、  
8月で7.2分、7月で7.4分

五坑では34年7—7月間の平均6.2分が35年7月で7.2分、  
8月で7.8分、7月で7.6分

六坑では34年7—7月間の平均5.7分が35年7月で7.3分、  
8月で7.4分、7月で7.6分

四坑では34年7—7月間の平均4.5分が35年7月で7.2分、  
8月で7.5分、7月で7.2分

と傾斜的に増大していることとあります。

これが内容を検討しました場合、8月下旬に於て三坑7時間以上の採  
炭量の増大日の総数は二坑2.3日、三坑7日、五坑5日と三坑

を増加してまで出炭を増進され、労働強化をなされている開  
採であります。

地下数千メートル程度の深さで完産に至るに要する時間と  
いう標準労働日などのようなものである、ということはおのずかの  
事と想います。

明治末の設備とまたず、建設資金を注いでいるところに同感がある  
と想っています。会社は深部の増大について何等の手段を講ずる  
ことなく、人財不肖とあつておれかれを留めていることにつ  
いては、あまりにも酷であるといわざるを得ません。深部の増大  
による労働強化は災害の増大となつてあらわれていることも否  
定は出来ない事実であります。

次に自然条件によるものについては、

会社は自然条件による出炭減少の原因として (1) 古層によるも  
の (2) 傾斜によるもの (3) 天井不仕によるもの、(4) 岩層による  
もの (5) その他と分類して、それぞれ対処づけを各々  
別に改のうに大正にあげています。

各坑別自然条件によるとみなされる減産率

|    | 7月   | 8月   | 9月   |
|----|------|------|------|
| 三坑 | 2.1% | 4.3% | 8.0% |
| 五坑 | 2.2% | 3.5% | 3.4% |
| 二坑 | 4.3% | 4.8% | 4.0% |
| 六坑 | 2.3% | 1.7% | 5.2% |

このように自然条件によるとみなされる減産を大正に理由づけて  
責任の転嫁をしていることについては関係がいさぎません。

いかに貝島の炭層条件とはいへ、三坑減産によるものについて

折断出来るものでないであらうか。従来余は電磁の電力の欠陥が原因となつてあらわれたといふ事を導き出してきています。

しかもその故を物理条件の低下という種類の手段をとることについて、われわれは驚くをおぼえるものであります。

一問をあげますと、

折断箇所下地を三式鉄の組織ににしても、追加鉄の保護方法が工業的にあるものでないでしょうか

三式鋼板製のスライディング鉄、海戸鉄の三式追加鉄式にしても、同様にその保護を適切に維持しており、しかも天候ともに良好でメンテナンス方式であります。

しかも其路においては、天候ともに良好とはいえず又電磁方式でしかもその追加鉄式としてあります。結果は上、下の鉄が交差して腐蝕という事態をまねいたのであります。

これが流行したため、西国下地全面にあてた影響は甚大で、この費すわれわれに求めることは出来ないとおもいます。

これに関連しては、機械の故障によるもの (2) 電磁システムによるものをあげてみますが、

機械の故障によるものについて内容を検討しますと、古い機械を使用していることに起因していることが多いこととあります。

五式においては、ペンチアーコンベアの不良としてノミによるもの減速を修正していますが、これは指導面を支持している機械が機械の操作を熟知せずに故障の修理に手頃だったことによります。

光電パイプ路で故障は一日一三日あり、鉄での保護が不能の場合があります。このことはパイプラインの建設に関連があるのでは無いでしょうか。

同、材料等問題によるもの、電線不良によるもの、折断電線によるもの、の減速をあげていますがこれについては明らかに機械の不具合、故障の不備、人員不足による迅速復旧の不確実によるものであります。

2. 材料運搬によるものについては、エンジン船まで運搬を待つてないことです。元船の組合ではエンジン船まで運送を要する、それが出来る場合はトランプを存続して材料運搬を川沿いに行うとなっていました。しかも材料運搬に要する時間が鉄全日では時間もおかしく運送があります。この例を各状況にあてますと数回少なくあります。

電手影の原因がどこにあつたのか、会社の電力の欠陥がもたらしたものであることとよく反省されたいと思います。

2. 流れ不良については

その原因として

イ、鉄内は流れでもゲートで流れをい(抜漏み)

ロ、浸漏をもつた鉄上、鉄が入り流れをい

ハ、鉄内は二層、ゲートは二層といつたようにパイプの接続を使用している

ヘ、ゲートの引上げが滞っている

ホ、古い機械を使用している

ヘ、ゲート鉄の腐蝕、スライヤによるもの

ト、鉄内が汚染である

等によるものであります。

合金化後が突然として抜漏みを生じれば流れをいという箇所を多数かかえているということとあります。このことは流

れ不況の嵐で暗らふのうに出席をせざるを得ないよう  
な状況にあることは明白であります。出席義務とした建前を  
崩壊しようという積極的な努力をおこたり、あくまでも労働  
政策の肉土に就座する態度であらう、その説をわれわれに  
転達することは当を得ていません。

3. 労務政策について

労務政策による減額をあげていますが、このことは手当払を  
準備していない会社の経営上の困難ではないかと恐います。  
方針をみかえていた面談で、私心通がはやくなり、労務に困  
窮をきたしたといわれるでしょうが、進行の過程において解  
雇にあたることであり、対策を講ずることは出来ると思いま  
す。手当払を設置しておくことは望ましいであらうが、あきら  
まらず手当払を準備してない訳であります。

新筑山銀社の経営にあつては、山銀社の条件を有利に  
展開する手段として手当払を設けず、組合員をおいこんだ  
なかで交渉を開始するといふいくどいふ方法をとりまして、

これが出席に際したことは希望出来たいと思ひます。

以上でわれわれの見解を述べましたが、これを要約しますと、

合理化計画の観点に大きな傷口をあけたまま合理化路線を進行した  
ことに對して、会社の経営においてなすべき合理化に伴う生産面  
における計画の未達成、自然条件克服の努力の欠陥、資本投入並びに  
設備の改善に対する積極的な展開の欠陥で出現減少という結果をま  
ねたことについては一切みれず、われわれに責任を転嫁して、労  
務政策の大胆な切り下げという責を負ふことは、あまりにも酷で  
あると思ひます。

来る3月、第一次合理化にさいして会社は、人員数を削減すること  
によう、経営体制が確立出来るとして、一方の労働政策を進行し  
ました。

しかるにまたも出席義務を強固として、労働条件の切り下げを  
強行してきました。労務政策の根本面を破壊を断定で執行するこ  
となく、強く若に責めを負うべき第一の足がかりとした方向をと  
るのであれば、第一の責任は必終であります。従つてわれら  
はこのような方向をとる会社は是者を求めることと、労働条件  
の切り下げについて反対いたします。